

廃棄物再生事業者登録制度の概要

1 制度の趣旨

一定の要件を満たす廃棄物再生事業者を、知事登録することにより、廃棄物再生事業者の資質の向上を図るとともに、市町村における一般廃棄物の再生への協力体制を整備し、もって廃棄物再生利用の推進を図る。

○「登録廃棄物再生事業者」という名称を用いることができること。

○市町村は、登録再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関し必要な協力を求めることができること。

2 登録の対象

①次の廃棄物の再生を業として営んでいる事業者が対象となること。

古紙・金属くず・空き瓶・古繊維・その他の廃棄物

②廃棄物処理法に定める一般廃棄物、産業廃棄物の別を問わないこと。

③廃棄物の収集・運搬のみを業としている場合は、登録の対象とならないこと。

④廃棄物ではないもののみの再生を業としている場合は、登録の対象とならないこと。但し、市場価格の変動により時に有価物となる廃棄物を取り扱う場合にあっては、登録の対象となること。

3 登録の要件（基準）

（1）施設要件

①廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の発散等の恐れのない保管施設を有すること。

②再生の対象となる廃棄物の種類に応じて、生活環境の保全上支障を生ずることのないよう必要な措置が講じられた再生施設を有すること。

③廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること。

なお、施設は自ら所有するものの他、長期のリース契約等により継続して使用できることが確実なものに限ること。

廃棄物の種類	必要とする施設	
古紙	古紙の再生に適する梱包施設	
金属くず	金属くずの再生に適する施設	選別施設
		加工施設
空き瓶	空き瓶の再生に適する選別施設	
古繊維	古繊維の再生に適する裁断施設	
その他の廃棄物	取り扱う廃棄物の再生に適する施設	

（2）経理的要件

事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

（3）その他

事業を適正に行うことができる者であること。（法第7条第5項第4号イからヌの各号に該当しない者）

4 登録の手続き

廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者は、廃棄物再生事業者登録申請書に必要な書類を添えて事業場の所在地を管轄する保健所に提出（１部）すること。

廃棄物再生事業者登録申請書添付書類一覧

No	添付書類の種類	説明
1	事業計画の概要を記載した書類	事業計画書
2	事務所及び事業場の位置図及び平面図	住宅地図の写し、区分地図
3	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書	図面（詳細なものであればカタログでも可）
4	申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本	定款又は寄付行為の写し（奥書証明） 登記簿謄本（３カ月以内のもの）
5	申請者が個人である場合には、その住民票の写し	住民票（３カ月以内のもの）
6	申請者（役員又は使用人を含む）が法第７条第５項第４号イ～ヌに該当しない旨を記載した書類	誓約書
7	業務経歴を記載した書類	業務経歴書
8	廃棄物処理法、古物営業法に関して、既に受けている許可があれば、その許可証の写し	許可証の写し。但し、古物営業法の許可証は、金属くずの再生を行う場合に限る
9	申請者が法人の場合は、直前３年度間の各事業年度の貸借対照表、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類	貸借対照表、法人税納税証明書
10	申請者が個人の場合は、直前３年度間の所得税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類	所得税納税証明書

5 申請手数料の納付

廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者は、申請時において申請手数料40,000円を秋田県証紙により納付すること。

6 登録証明書の交付

廃棄物再生事業者の登録を受けたときは、登録証明書が交付されること。

7 登録内容の変更手続き

廃棄物再生事業者の登録を受けた後に、登録を受けた事項に変更が生じた場合には、30日以内に廃棄物再生事業者登録変更届出書に変更内容を証明する書類を添えて、登録申請書を提出した保健所に提出すること。（正１部）

8 登録の期限

知事が交付する登録証明書には有効期限はないこと、但し、登録を受けた事業場が登録基準に適合しなくなった場合、法令で定められている変更の届出等を行わない場合などには、登録

を取り消すことができること。

9 廃止・休止・再開の手続き

登録を受けた事業場を廃止、休止又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止・再開）届出書に、その内容を証明する書類を添えて、登録申請書を提出した保健所に提出すること。

10 廃棄物処理業との関係

廃棄物処理業の許可の有無にかかわらず廃棄物再生事業者の登録を受けることができること。但し、廃棄物再生事業者の登録を受けることにより、一般廃棄物処理業や産業廃棄物の処理業の許可を受けることが免除されることはないこと。

11 登録を受けることによるメリット

- （１）「登録廃棄物再生事業者」の名称を用いることができること。
- （２）廃棄物の再生に関する市町村との連携・協力体制を確立することにより、市町村からの事業委託を優先的に受けるなど事業の安定化を図ることができること。
- （３）特別土地保有税、事業所税について、優遇措置を受けられることがあります。
（詳しくは、各市町村の税金の窓口にお問い合わせください。）